

森林法施行細則（抄）

平成12年3月31日 福井県規則第69号

改正

平成18年3月2日 規則第9号

平成23年8月19日 規則第33号

平成25年3月22日 規則第29号

令和3年3月31日 規則第23号

（趣旨）

第1条 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の施行については、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という）および森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（開発行為の許可の申請書）

第2条 省令第4条の申請書は、林地開発行為許可申請書（様式第1号）によるものとする。

（開発行為の許可の申請書の添付書類）

第3条 省令第4条の位置図は、縮尺5万分の1以上の地形図とし、開発行為に係る森林の位置、事業区域、運搬経路等を明示するものとする。

2 省令第4条の区域図は、縮尺5千分の1以上の図面とし、開発行為に係る森林の土地の区域、当該区域を明示するために必要な範囲内において県の境界、市町の境界および市町の区域内の町または字の境界ならびに当該区域に係る土地の地番および形状を明示するものとする。

3 省令第4条第1号の計画書は、次に掲げる書類とする。

一 土地計画書（様式第2号）

二 事業計画書（様式第3号）

三 防災計画書（様式第4号）

四 環境計画書（様式第5号）

五 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点

の位置等)等を示す図面)

- 六 土地利用計画図(縮尺5千分の1以上の図面に、切土、盛土、捨土等の行為の形態別の施工区域の位置、法面の位置、施設または工作物の種類ごとの位置および残置し、または造成する森林または緑地の区域を示す図面)
 - 七 法面の断面図(法面の高さ、こう配、土質、施工前の地盤面および法面保護の方法を示す図面)および切土、盛土または捨土の土量計算書
 - 八 防災施設等設計図(擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面)および当該設計の根拠を示す書類
 - 九 建築物等の概要図
 - 十 残置森林誓約書(様式第6号)
 - 十一 開発行為(一時的な開発行為に限る。)後の原状回復の方法を示す書類
 - 十二 工事工程表(様式第7号)
 - 十三 資金計画書(様式第8号)
 - 十四 開発行為に係る事業の全体計画および期別計画の概要を示す書類
 - 十五 その他知事が必要と認める書類
- 4 省令第4条第2号の施行の妨げとなる権利を有する者は、開発行為に係る森林について、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等を有する者(土地が保全処分の対象となっている場合にあっては、当該保全処分をした者を含む。)とする。
- 5 省令第4条第2号の書類は、同意書(様式第9号)によるものとする。

(審査基準)

- 第4条** 知事は、法第10条の2第1項の許可の申請に係る審査基準を別に定めるものとする。